

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第59号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年8月11日（日） 14時50分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港北北東方沖 むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位024° 5.7海里（M）付近 （概位 北緯41° 00.8′ 東経141° 27.1′）
事故等調査の経過	平成25年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二十八長榮丸、19トン AM2-7008（漁船登録番号）、個人所有 第210-45028号（船舶検査済票の番号） B プレジャーモーターボート スポーツマン17、5トン未満（長さ4.5m） 212-6320青森、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部から右舷船尾部にかけての外板に擦過傷
事故等の経過	A 船は、船長A、甲板員A ₁ 及び甲板員A ₂ が乗り組み、六ヶ所村泊漁港に向けて北進中、船長Aが、いか釣り漁を行いながら操船を行い、甲板員A ₁ は船員室で休息し、甲板員A ₂ は船尾甲板上で片付け作業を行っていた。 船長Aは、前方の漁船群を避けるために真方位約350°に変針して航行を続けていたところ、平成25年8月11日14時50分ごろ、むつ小川原港北北東方沖において、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、B船の方から声が聞こえて初めて衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、むつ小川原港北北東方沖において、機関を停止し、船首を北方に向け、漂流して釣りを行っていた。 船長Bは、右舷船尾方約0.9MにA船を初めて視認したが、ふだん、漁船が自船を避けてくれていたので、いずれA船がB船を避ける

	<p>ものと思い、釣りを続けていたところ、A船が接近したため、衝突直前に機関を前進にかけたが、A船と衝突した。</p> <p>A船は、自力航行で六ヶ所村尾駁漁港^{おぶち}に寄港した後、泊漁港に帰港した。</p> <p>B船は、自力航行で尾駁漁港に帰港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長Bは、約4～5年前からプレジャーボートで釣りを始め、本事故発生場所付近には、月に1回の頻度で来ていた。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、むつ小川原港北北東方沖を北進中、船長Aが、いか釣り漁を行いながら操船し、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、むつ小川原港北北東方沖で漂泊して釣り中、船長Bが、右舷船尾方から接近するA船を認めたが、A船がB船を避航するものと思込み、釣りを続け、見張りを適切に行っていなかったことから、衝突直前に機関を前進にかけたが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、むつ小川原港北北東方沖において、A船が北進中、B船が漂泊して釣り中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 漂泊中、接近する他船を認めた場合、速やかに注意喚起を行い、他船に避航する様子が見られない場合は、機関を使用して直ちに移動すること。